

名	指定市町村事務受託法人
称	
の所 在地	主たる事務所
務の種類	市町村事務
名	市町村事務受託事務所
称	
所	
在	
地	
年	廃
月	月
日	止

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十二条の三第一項の規定により、次の指定市町村事務受託法人から市町村事務を廃止する旨の届出があつたので、同令第十二条の六第二号の規定により公示する。

告示

青森県告示第一号

令和八年一月五日

青森県知事
宮下宗一郎

年廢
月
日止

令和八年一月五日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五十五条第一項の規定により告示する。

青森県知事
宮下宗一郎

告
示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年一月五日

青森県知事 宮下宗一郎

ライム薬局	弘前医療福祉大学在宅ケア 研究所附属訪問看護リハビリ ーションそら	名 称
むつ市小川町一丁目一八の九	弘前市大字小比内三丁目一八の一	所 在 地
ク	令和 八・一・一	年指 月 日 定

青森県告示第一号

介護保険法(平成二年法律第百九十九号)の項の二三事務二第四号に規定する 八戸市大字四市夏秋字町八戸市
社会福祉法人寿栄会
八戸市石堂二丁目二九の七
令和三・三一

中村 千絃	氏 名
部弘 附前 属大 病院 医学	勤務す る称
五弘 三前 市大 字本 町	所在 地等
そ声 し・ や言 く語 機能 機能 障害 障害 耳鼻 咽喉 機能 能障 害害 平衡 言語 能障 害害 科 能障 害害 聽覺 害害 音・ 音・	診 療 科 目
八 令和 一 一	年指 月 日定

(発行所
青森市長
島一丁目
森目一番
県号)

(印刷所
青森市東奥印
刷株式会社
第二問屋町三
丁目一番七
号)

定価小口一枚二付
毎週月・水・金曜日發行
二十一円七十銭